



内閣府 説明資料

内閣府犯罪被害者等施策推進室

目次

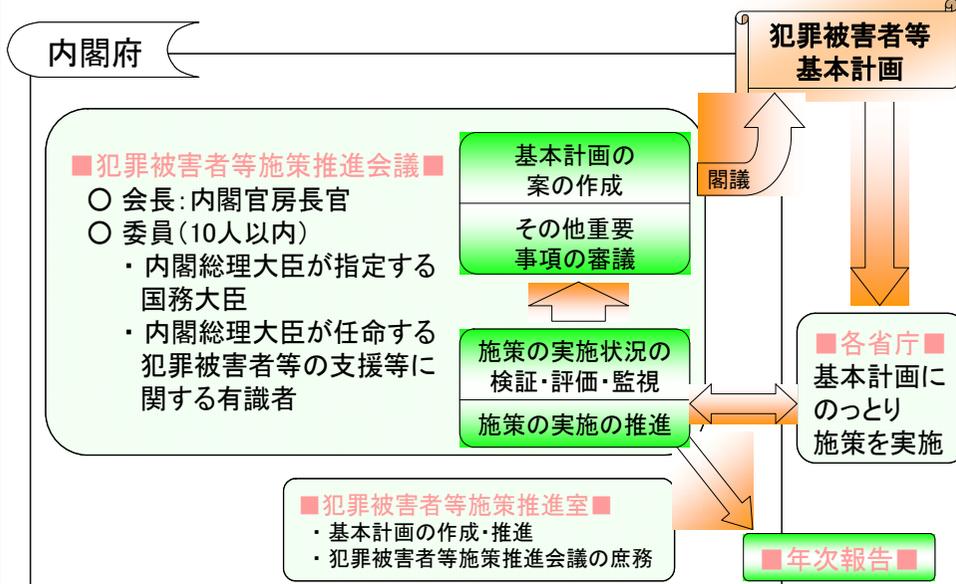
- 政府における犯罪被害者等施策の推進
- 地方公共団体の役割
- 第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定に向けて
- 内閣府において実施した各種調査に係る調査結果報告
- 平成21年度に実施したモデル事業について
- 内閣府が作成した民間被害者支援団体における研修DVD教材について
- その他

政府における犯罪被害者等施策の推進

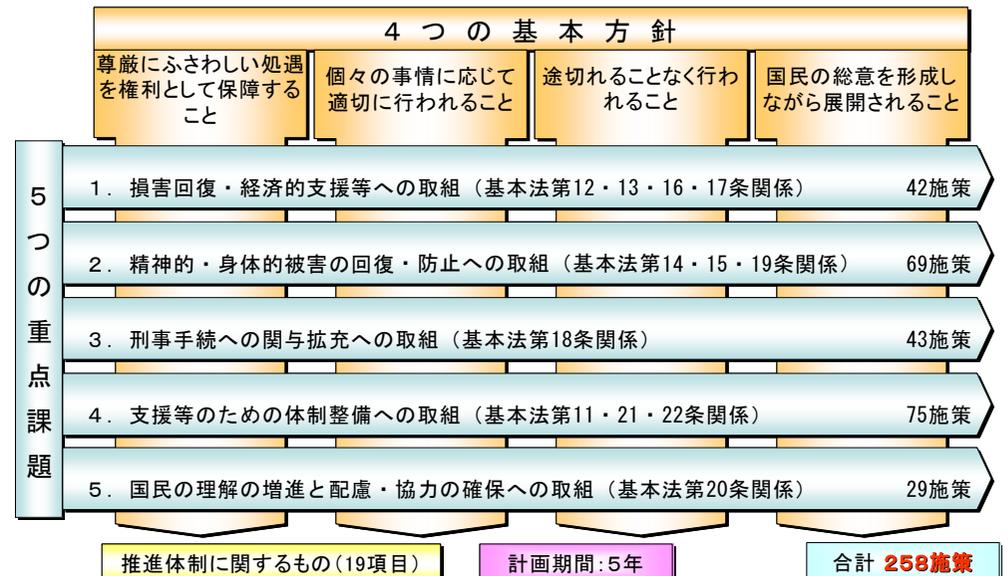
国、地方公共団体、民間団体等が連携・協力すべきことを明記

- 総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、平成16年12月1日、犯罪被害者等基本法が議員立法により成立。
- 平成17年12月、犯罪被害者等基本計画を閣議決定。4つの基本方針、5つの重点課題の下、258に上る具体的施策を位置付け。計画期間は平成22年度末までの約5年間。
- 平成18年4月、基本計画推進専門委員等会議と3つの検討会（※）を設置。平成19年11月に最終取りまとめを推進会議に報告。
 - （※）「経済的支援に関する検討会」「支援のための連携に関する検討会」「民間団体への援助に関する検討会」
- 平成22年度末までに、第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）を策定予定

推進体制



4つの基本方針、5つの重点課題



地方公共団体の役割 ～基本法に定めるもの～

○地域の状況に応じた施策を自ら策定・実施

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有する。

○国と同様、基本的施策として広範な施策を実施

- ・相談及び情報の提供等(第11条)
- ・損害賠償の請求についての援助等(第12条)
- ・給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
- ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)
- ・犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
- ・居住及び雇用の安定(第16～17条)
- ・刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
- ・保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
- ・国民の理解の増進(第20条)
- ・調査研究の推進等(第21条)
- ・民間の団体に対する援助(第22条)

地方公共団体の役割 ～基本計画における関連事項～

○犯罪被害者等施策の窓口部局の確定

(Ⅳ推進体制(2) 地方公共団体との連携・協力)

- ア 内閣府において、地方公共団体のうち、知事部局における犯罪被害者等施策の窓口が未整理であるものに対しては、窓口となる部局及び体制を確認する。
- イ 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間の情報共有等を図る。

○総合的な対応窓口の設置

(Ⅴ第4 1. (1) 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等)

- ア 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議等を活用し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。
- イ 内閣府において、関係窓口一覧や犯罪被害者等基本計画等の広報を含めたパンフレットを作成し、上記ア記載の会議において配布するなどの情報提供を行う。

○地域における途切れない支援ネットワークづくり

(Ⅴ第4 1. (3) どの関係機関・団体を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施)

- 各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力をさらに促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするための検討

○コーディネーターや専門的チームの育成

(Ⅴ第4 1. (4) 犯罪被害者等支援コーディネーター等の育成の在り方についての検討)

○民間団体に対する財政的援助

(Ⅴ第4 3. (1) 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施)

- 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討

○地域住民向けの広報啓発活動の実施

(Ⅴ第5 1. (8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施 / Ⅴ第5 1. (10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施)

- 内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催するとともに、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。

第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定に向けて ～犯罪被害者等施策に係る会議等の構成図～

犯罪被害者等施策推進会議

- 犯罪被害者等施策に関する重要事項の審議。
- 犯罪被害者等施策の実施の推進、実施状況の検証、評価、監視。

平成22年2月～

基本計画推進専門委員等会議(推進会議決定により開催)

- 犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた258の施策の実施状況、検討状況の総合的な監視。
- 3つの「検討のための会」における調査審議を束ねる役割。
【有識者】
【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の局長級職員】

基本計画策定・推進専門委員等会議

- 犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり、新たな計画に盛り込むべき事項の検討。
- 犯罪被害者等のための施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐。

(基本計画に基づき開催)

経済的支援に関する検討会

- 犯罪被害者等に対する支援を手厚くするための制度のあるべき姿に関する検討。

支援のための連携に関する検討会

- 犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れなく受け取ることができる体制作りのための検討。

民間団体への援助に関する検討会

- 犯罪被害者等を支援する民間の団体等に対する支援の在り方の検討。

※ 3検討会は、最終取りまとめの推進会議における決定をもって終了した。

第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定に向けて
～基本計画見直しのスケジュール①～

《今までの経過》

平成21年

9月～11月 全国7箇所において、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体から、犯罪被害者等基本計画の見直しに向けた要望聴取会を開催(35団体、約280の要望)

平成22年

2月15日 犯罪被害者等施策推進会議(持ち回り開催)
・基本計画策定・推進専門委員等会議の開催を決定

2月23日 第1回基本計画策定・推進専門委員等会議
・現行計画の推進状況についての評価
・約280の要望について専門委員等会議の場で論点として取り上げるもの、まずは担当省庁の検討を求めるもの、検討の対象外とするものに分類

3月24日 第2回基本計画策定・推進専門委員等会議
・第1回会議で論点とされたもののうち、損害回復・経済的支援等への取組(犯罪被害給付制度の拡充など)について検討

4月22日 第3回基本計画策定・推進専門委員等会議
・支援のための体制整備への取組(民間団体への財政支援など)についての検討など

第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定に向けて
～基本計画見直しのスケジュール②～

《今後の予定》

5月25日 第4回基本計画策定・推進専門委員等会議

6月～7月 基本計画策定・推進専門委員等会議(2回程度)

9月中旬 基本計画策定・推進専門委員等会議(パブコメ用素案の決定)

9月下旬 犯罪被害者等施策推進会議(パブコメ案の決定)

9月下旬～10月上旬 素案に対する意見募集(パブリック・コメント)

11月 基本計画策定・推進専門委員等会議
(パブコメへの対応案検討・素案の決定)

12月～
平成23年1月 犯罪被害者等施策推進会議
(第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案の決定)
「第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)」閣議決定

4月 「第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)」施行